

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する 有識者検討会設立趣旨書

発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気等の中には、発作等の症状が現れた場合には運転が危険なものがあるが、このような症状を有しているかどうかは外見上明らかでないことから、公安委員会は運転免許の申請者等に対し、過去にこれらの症状を起こしたことがあるか否かについて申告することを求めている。

一方、昨年4月18日、栃木県鹿沼市において、歩道上を通行していた登校中の児童の列にクレーン車が突入し、6人が死亡する交通事故が発生したが、この事故の原因は発作に伴う意識の消失であることが判明しており、さらに、事故を起こした運転者が病状を申告せずに運転免許証を更新していたことも明らかになっている。このような事故の発生を抑止するためには、公安委員会がこれらの症状を有する者を的確に把握するとともに、病状に応じた適切な対応をとることが必要不可欠である。

他方、これらの症状により、運転免許を取り消された場合であっても、適切な治療等により運転に支障がない程度まで回復した場合には運転免許を再取得することが可能であるが、現行の制度では技能試験、学科試験及び適性試験をすべて受験し、合格しなければならないなど、再取得に当たっての負担が重く、このことが症状の申告を躊躇する一因になっているとの指摘もある。

本検討会は一定の症状を有する者が運転免許申請等を行うに当たり、公安委員会が的確にこれらの症状を有する者を把握する方策と併せ、これらの症状を有する者が申告を行いやすい環境を整備するための方策等について提言を行うことを目的として開催するものである。なお、本検討会の事務局は、警察庁交通局運転免許課に置くこととする。